

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
その性能を損なわないよう、

取付方法等に関する要件が変わります

【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

(1) 鏡体部及びその支持部により構成される装置

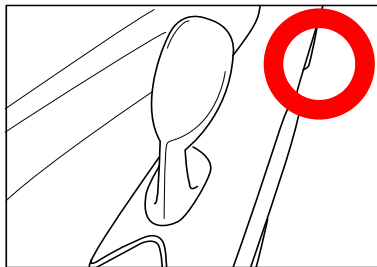
溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあつては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

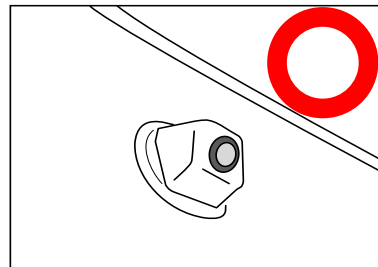
(2) カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

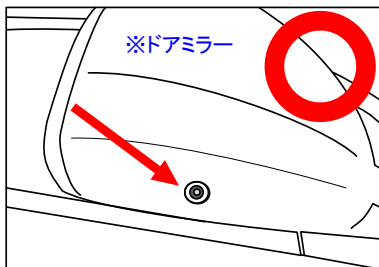
適合する事例



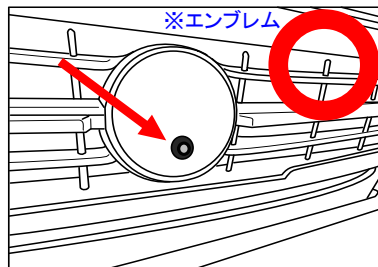
ボルト・ナット取付のミラー



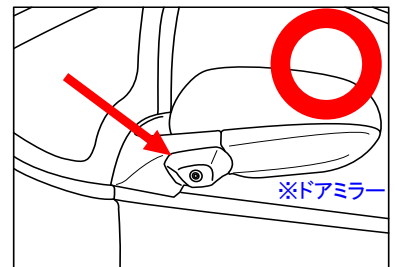
配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。